

北海道告示第10560号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和6年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(総務部所管分その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>こどもの性被害防止対策設備等支援事業費補助金</p> <p>学校における性被害を防止するために必要とする経費を補助することにより、こどもが長く過ごす場における性被害の未然防止と早期発見のための設備を整備することを目的として予算の範囲内で補助する。</p>	<p>道内に幼稚園又は特別支援学校を設置する学校法人等</p>	<p>幼稚園及び特別支援学校におけるこどもの性被害防止対策に資する設備等（パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ等）を導入するために必要な経費</p>	<p>(1)補助率 2分の1以内</p> <p>(2)補助基準額 1施設あたり10万円</p>	<p>総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式</p>	<p>総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部行政局学事課</p>		